

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人市県民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、個人市県民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市県民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、個人市県民税の賦課に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 ①課税対象者の判定 ②申告書等課税資料の収集、回送 ③税務調査の実施、回答 ④課税資料に基づく税額決定、更正 ⑤納税通知書等による税額の通知 ⑥住民登録外の課税に伴う他自治体への通知 ⑦課税証明書等の発行</p>
③システムの名称	①宛名・納付システム ②個人住民税システム ③eLTAX 国税連携システム ④eLTAX 審査システム ⑤eTAX 電子申告システム ⑥確定申告支援システム ⑦団体内統合宛名システム ⑧eLTAX個人住民税申告ポータル ⑨マイナポータル申請管理 ⑩申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料情報ファイル、課税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 Tel:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 市民部 税務課 市民税担当 Tel:0554-43-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	■都留市における措置 ①物理的安全管理措置 ・外部進入防止: 監視カメラ ・入退館管理: ICカード認証、入退室管理簿での管理 ・持出防止: セキュリティワイヤーによる端末固定 ②技術的安全管理措置 ・基幹系システムへのアクセス時における二要素認証 ・担当業務に応じた閲覧可能範囲の制限 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ・セキュリティ管理者による電磁記録媒体の接続制限 ・電磁記録媒体(USB等)の施錠可能な場所での保管 ③人的安全管理措置 ・職員への研修の実施 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 1.③システムの名称	①個人住民税システム ②宛名管理システム ③国税連携システム ④審査システム(eLTA) ⑤中間サーバ	①個人住民税システム ②宛名管理システム ③国税連携システム ④審査システム(eLTAX) ⑤中間サーバ ⑥確定申告支援システム	事後	
平成30年6月1日	I 5.②所属長	税務課長 石川和広	税務課長 重森 雅貴	事後	
	評価書名	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	個人市県民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年6月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	都留市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。	都留市は、個人市県民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年6月1日	I 1.③システムの名称	①個人住民税システム ②宛名管理システム ③国税連携システム ④審査システム(eLTAX) ⑤中間サーバ ⑥確定申告支援システム ⑦電子申告システム	①Acrocity 行政基本システム ②Acrocity 個人住民税システム ③eLTAX 国税連携システム ④eLTAX 審査システム ⑤eTAX 電子申告システム ⑥確定申告支援システム ⑦番号連携サーバ ⑧中間サーバ	事後	
令和1年6月1日	I 3.法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和1年6月1日	I 4.②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 (第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2(第27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和1年6月1日	②所属長の役職名	税務課長 重森 雅貴	税務課長	事後	
令和1年6月10日	I 4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の2,59の3条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①宛名・納付システム ②個人住民税システム ③eLTAX 国税連携システム ④eLTAX 審査システム ⑤eTAX 電子申告システム ⑥確定申告支援システム ⑦団体内統合宛名システム	①宛名・納付システム ②個人住民税システム ③eLTAX 国税連携システム ④eLTAX 審査システム ⑤eTAX 電子申告システム ⑥確定申告支援システム ⑦団体内統合宛名システム ⑧eLTAX個人住民税申告ポータル ⑨マイナポータル申請管理 ⑩申請管理システム	事後	住民税申告電子化に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第1項 別表第一16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第1項 別表24の項	事後	番号法改正に伴う対応
令和8年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	改正前条文に基づく記載	改正後条文に基づく記載へ変更	事後	番号法改正に伴う対応
令和8年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和5年5月1日 時点	令和7年12月1日時点	事後	現状に合わせた修正
令和8年3月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	評価書記載のとおり	事後	新様式への変更に係る項目追加
令和8年3月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	評価書記載のとおり	事後	・新様式への変更に係る項目追加